

柏情審第28号

平成27年10月23日

柏市長 秋山浩保様

柏市情報公開・個人情報保護審議会
会長 高岡信男



オンライン結合による保有個人情報の提供について（答申）

平成27年9月29日付け柏保活第294号で諮問のあった事項について、次のとおり答申します。

当審議会の結論	本件のオンライン結合による保有個人情報の提供については、柏市個人情報保護条例第12条第1項に規定する公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に該当するものと考えます。	
当審議会の判断	今回新たに行おうとしているオンライン結合は、過去に諮問を受けた既存の7箇所について実施しているものと同様である。したがって、地域包括支援センター支援システムネットワークを用いて保有個人情報を提供することは、利用者の利便性の向上、行政の事務の効率化、高度化に有効であると考えられ、また、技術的な安全保護の措置についても十分な対応がとられていると考えます。	
諮問に係る案件の概要	個人情報取扱事務の名称	地域包括支援センター支援システムネットワーク
	提供先	柏東口第2地域包括支援センター 柏南部第2地域包括支援センター
	提供する理由	本人及び家族等からの情報入手だけでは、錯誤や不明瞭な内容もあり、オンライン結合をすることで情報の正確性や各業務での入力作業の軽減を図ることができるため。
	提供する項目	1 介護保険情報 2 地域包括支援センター情報